

特定教育・保育施設の利用定員について

1 本件の概要

令和3年度の保育所、幼稚園、認定こども園(特定教育・保育施設)の利用定員について、子ども・子育て支援法第31条第2項及び43条第3項の規程に基づき、周南市こども育成支援対策審議会の意見を聴くもの。

2 対象施設

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 利用定員を変更する認定こども園 | 2施設 |
| (2) 利用定員を変更する幼稚園 | 3施設 |
| (3) 地域型保育事業へ移行する施設 | 1施設 |

3 利用定員(案)

- (1) 利用定員を変更する認定こども園

認定こども園の1号、2号認定こどもの利用定員を利用実態に応じて変更するもの。

施設名	蓮生・まこと幼稚園	ふくがわこども園
設置者	学校法人蓮生・まこと幼稚園	学校法人真福学園
所在地	久米3920-1	福川南町3-30
利用定員(変更前)	140人	120人
1号認定こども	105人	10人
2号認定こども	15人	65人
3号認定こども	20人	45人
利用定員(変更後)	140人	120人
1号認定こども	75人	15人
2号認定こども	45人	60人
3号認定こども	20人	45人

- (2) 利用定員を変更する幼稚園

1号認定の利用定員を利用実態に応じて変更するもの。

施設名	河原幼稚園	周南小さき花幼稚園	明照幼稚園
設置者	学校法人河原学園	学校法人信望愛学園	学校法人明照学園
所在地	大字徳山5670番地の1	桜木1丁目9番1号	樋口328番地
利用定員(変更前)	420人	105人	60人
利用定員(変更後)	270人	90人	35人

- (3) 地域型保育事業(事業所内保育事業)へ移行する施設

認可外保育施設から地域型保育事業へ移行する予定の施設の利用定員(3号認定こども)を定めるもの。

施設名	(仮)山口ヤクルト周南保育園
設置者	山口ヤクルト販売株式会社
所在地	今宿町4丁目5
事業開始予定日	令和3年4月1日
利用定員	15人
地域枠	6人
従業員枠	9人